

## スポーツ選手強化事業 内規（事例・解説入り）

2026(令和8)年4月13日

### (1) 補助金の配分方法

市からの補助金は、そのうちの5万円をスポーツ協会事務費とする。

補助金から事務費を除いた額を配分総額とし、その90%を基礎配分に、10%を上乗せ分に充て、残額についてはスポーツ協会事務費に加える。

各団体の総事業費が20万円を超える場合、補助対象事業経費は20万円を上限とする。また、事業への補助率は80%以内とする。

配分額（交付額）は次のア～ウの手順で算出し、千円未満は切り捨てる。

(例) 補助金が95万円、申請団体が10の場合

事務費5万円 配分総額：95万円－5万円＝90万円

基礎配分：90万円×90%＝81万円 上乗せ分：90万円×10%＝9万円

#### ア 基礎配分額の決定

総事業費のうち10万円までの基礎配分額は、配分総額の90%を申請団体数で割って算出する。

<計算式>

基礎配分額 = 配分総額の90% ÷ 申請団体数

ただし、事業への補助率は80%以内とするため、8万円を超える場合は8万円を上限とする。

(例) 基礎配分額：810,000円 ÷ 10団体 = 81,000円

80,000円を超えるので、80,000円

※総事業費が90,000円の団体の場合 90,000円 × 80% = 72,000円

#### イ 上乗せ額の決定

補助対象事業経費が10万円を超える団体（以下、超過団体という）については、基礎配分額に下記の計算式の上乗せ額を足す。

なお、「補助対象事業経費－10万円」を超過経費という。

<計算式>

上乗せ額 = (上乗せ分 + (基礎配分 - 基礎配分額の合算額)) × (対象団体の超過経費 ÷ 超過団体の超過経費合算額)

(例) 全団体が総事業費 10 万円以上、超過団体の超過経費合算額が 68.7 万円、  
各団体の超過経費が、団体 A 10 万円、団体 B 7 万円、団体 C 3 万円の場合

団体 A :  $(9 \text{ 万円} + (81 \text{ 万円} - 8 \text{ 万円} \times 10)) \times (10 \text{ 万円} \div 68.7 \text{ 万円}) = 14,556 \text{ 円}$   
千円未満切り捨てで 14,000 円

団体 B :  $(9 \text{ 万円} + (81 \text{ 万円} - 8 \text{ 万円} \times 10)) \times (7 \text{ 万円} \div 68.7 \text{ 万円}) = 10,189 \text{ 円}$   
千円未満切り捨てで 10,000 円

団体 C :  $(9 \text{ 万円} + (81 \text{ 万円} - 8 \text{ 万円} \times 10)) \times (3 \text{ 万円} \div 68.7 \text{ 万円}) = 4,366 \text{ 円}$   
千円未満切り捨てで 4,000 円

ウ 交付額（配分額）の算出

アの基礎配分額にイの上乗せ額を加えた額を交付額とする。

<計算式>

$$\text{交付額} = \text{基礎配分額} + \text{上乗せ額}$$

(例) 上記イと同じ条件の場合

$$\text{団体 A} : 80,000 \text{ 円} + 14,000 \text{ 円} = 94,000 \text{ 円}$$

$$\text{団体 B} : 80,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} = 90,000 \text{ 円}$$

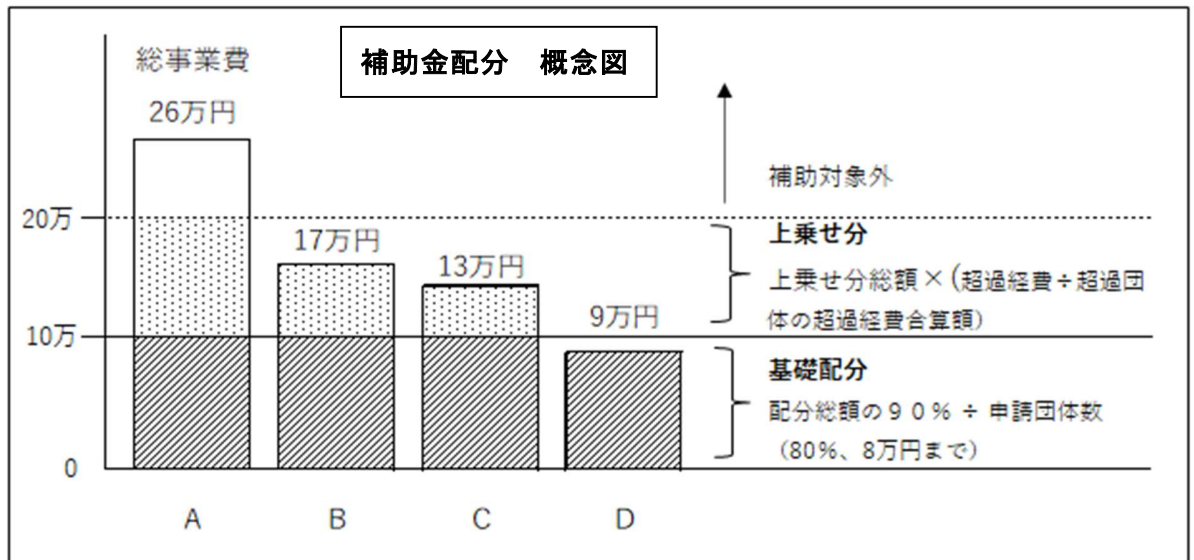
$$\text{団体 C} : 80,000 \text{ 円} + 4,000 \text{ 円} = 84,000 \text{ 円}$$

※配分総額と各団体の交付額合計との差（残額）は事務費に加える。

(例) 申請した 10 団体の交付額合計が 893,000 円の場合、

$$\text{配分総額との差} : 900,000 \text{ 円} - 893,000 \text{ 円} = 7,000 \text{ 円}$$

$$\text{事務費} : 50,000 \text{ 円} + 7,000 \text{ 円} = 57,000 \text{ 円}$$



## (2) 補助対象事業及び経費

### ア 補助対象事業について

- ① 既存の大会及びそれに類する行事は認めない。
- ② 日常の指導、練習は対象外とする。

#### ※強化対象を明確に

例えば、上位大会に出場する〇〇チーム（又は〇〇選手）の強化  
上位大会に出場する市内選抜チームの強化  
技術向上のため〇〇を対象に講習会（又は大会）を実施 等

なお複数可

不可の事業

審判講習会、一般チームの通常練習、上位大会に参加しない選抜チーム  
の通常練習（期間を設けた強化練習会等は除く）

#### ※他団体主催の事業への参加について

他団体主催の事業への参加が対象経費になるか否かは、強化事業対象者が他団体主催の強化に類する事業に参加するというものは不可、大会に類するものへの参加については、事業としては可であるがその経費が対象経費となるか否かは下記のとおりとする。

（対象となる経費）選手に随行する指導者・スタッフの旅費・交通費、道具運搬費  
（対象外の経費）参加費、選手の旅費・交通費、

### イ 補助対象経費について

補助対象経費は次の項目とする。

#### ①講師料謝礼（助手、スタッフを含む）

碧南市スポーツ協会会員（=加盟団体に属する者）に対する謝礼は、  
1,500円／1時間 × 指導時間数 を上限とする。

※加盟団体所属者の講師謝礼については、指導時間一覧表を活用し、指導時間を明確にする。

外部講師については謝礼の制限を設けないが、補助金要望書の予算、事業報告書の決算の講師謝礼の説明に「外部講師」と記入する。

#### ②食糧費及び手土産代

食糧費及び手土産代は、講師への賄い・手土産のみ補助対象経費とする。また、その額は1回1人当たり3,000円（税抜き）以内とし、碧南市スポーツ協会会員（=加盟団体に属する者）に対するその額は、1,500円（税込み）

以内とする。

③宿泊費・旅費・交通費

※大会等への参加に対する旅費等は、選手に随行する指導者・スタッフへの旅費・交通費等は可。選手（選手等強化事業対象者）に該当する者の旅費・交通費等は不可。

④需用費（消耗品費、印刷製本費）

直接会場設営や大会運営に係るもの以外の消耗品及び備品は補助対象経費としない。

※直接会場設営や大会運営で使い切れないもの（年度を跨いで使用できるもの等）は対象経費としない。  
ボールや用具などで、年度をまたいで使用できないものは対象経費として認めるが、その割合は総事業費（様式「総合計」）の20%以内とする。

⑤役務費（保険料、郵便料、通訳料、通信運搬費等）

※大会等参加に対する道具運搬費等は可。

⑥使用料及び賃借料

⑦その他会長が必要と認める経費

※他団体主催の大会等への参加費は不可。また、他団体主催の強化事業への参加費も不可。

(3) 事業報告書

ア 領収証の添付について

配分額の上乗せ分は10万円を超える超過対象経費を元に算出するため、領収証は対象経費分すべてについて提出する。

ただし補助対象経費の上限は20万円なので、20万円を超える分については添付しなくてよい。

イ 講師料について

加盟団体に属する者に講師料を支出する場合、指導時間数がわかるよう指導時間一覧表を添付する。

ウ 写真の添付について

実施事業の様子がわかるように、写真を添付する。

(4) その他

- ア 契約期間を4月1日～翌3月31日までとする。
- イ 補助事業が完了したときは、必要な書類を添付して、年度末（3月31日）までに実績報告書を提出しなければならない。
- ウ 対象事業の結果が交付申請書の内容と著しく異なるとき、又は対象団体が事業を行わなかったときは、補助金の返還を命ずることができる。（要項第11条を再掲）
- エ 事業報告書の決算額が補助対象額額の80%未満の場合は、補助対象額の80%の額と決算額との差額、または補助金総額と基礎配分額80,000円の差額の少ない方の額を返還する。（千円未満は切り捨てる。）
- オ 事業の実施にあたり、補助金を申請（申請予定も含む）する各団体の担当者会を開く。